

平成30年度

鎌ヶ谷市小規模保育事業A・B型運営事業者
募集要項

平成30年5月

目次

1	募集概要	2
	(1) 小規模保育事業とは	
2	募集資格	3
	(1) 主体	
	(2) 運営実績	
	(3) 財務状況	
	(4) その他	
3	募集施設の概要	3
	(1) 施設の種別	
	(2) 開設日	
	(3) 定員	
	(4) 連携施設	
	(5) 開設時間	
	(6) 休園日	
	(7) 給食	
	(8) 認可基準	
	(9) 保育内容	
	(10) 経理	
	(11) 苦情処理	
	(12) 個人情報保護について	
	(13) その他の注意事項	
4	募集対象地域	5
5	募集施設数	5
6	募集条件	5
7	募集方法	7
8	整備・運営にあたっての補助制度	16
	(1) 賃貸物件による整備の場合	
	(2) 前記(1)以外の場合	

1 募集概要

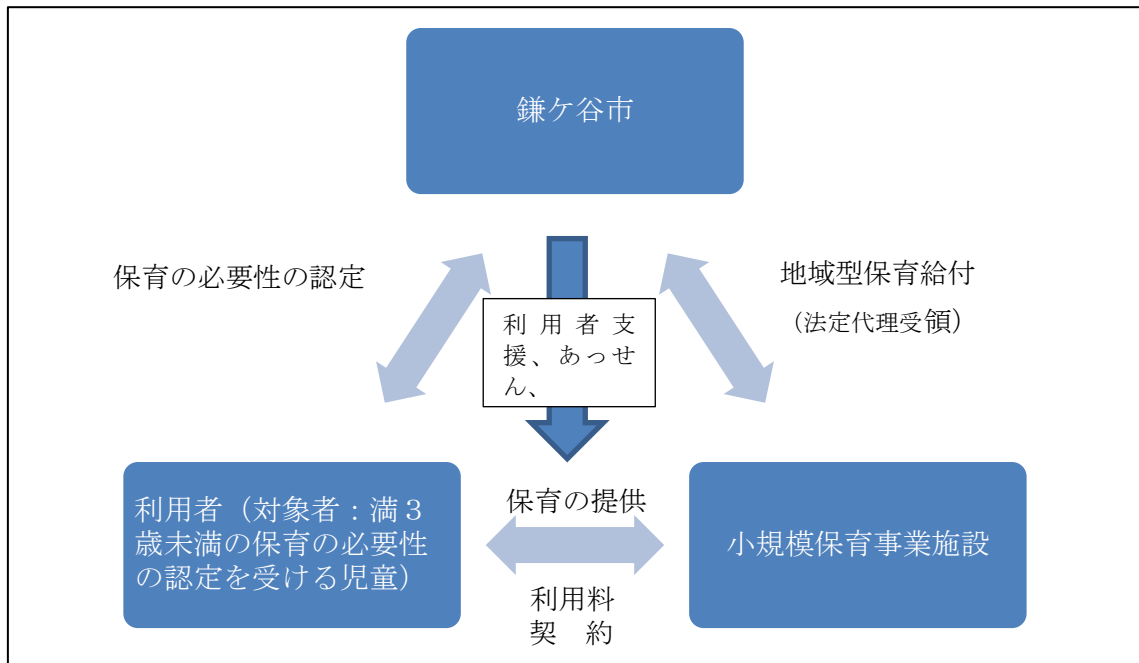
鎌ヶ谷市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的として、市内に小規模保育事業を整備しています。そこで、平成31年4月の開設を目指して、小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型を整備・運営する事業者を公募します。

(1) 小規模保育事業とは

小規模保育事業とは、利用定員6人以上19人以下で、保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を保育する事業で比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施するものです。

また、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育園に近い類型。定員19人以下。）C型（グループ型小規模保育に近い類型）、B型（中間型）の3類型があります。

小規模保育事業利用の仕組み



※小規模保育事業所では入所児童の利用調整を市が行いますが、定員数までの児童の入所を保証するものではありません。

2 募集資格

応募資格は、次のとおりとします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1) 主体

応募日現在において、次のいずれかの法人格を有し、2年以上の法人運営実績を有すること。

- ② 認可保育所、認可幼稚園、認定こども園を運営する法人
- ② 地域型保育事業を運営する法人
- ③ 児童福祉施設（保育所を除く。）を運営する法人
- ④ 前各号に定めるもののほか、市長が認める法人

(2) 運営実績

応募日現在において、乳児・幼児の保育（公設民営園での業務委託、指定管理者を含む。）、児童の養護若しくは障害児支援又は幼児教育に関する事業を1年以上実施していること。

(3) 財務状況

年間事業費の1/2以上の現金を普通預金又は当座預金等により有しており、運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 直近2年間の会計年度において、2年間連続して損失を計上している。
- ② 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

(4) その他

応募事業者は、次の事項を全て満たすこと。

- ① 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ② 小規模保育事業を実施するために必要な経営基盤を有していること。
- ③ 市の保育理念を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ③ 本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ④ P14「欠格事項」に該当しないこと。

3 募集施設の概要

(1) 施設の種別

小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型

(2) 開設日

平成31年4月1日に開設すること。

(3) 定員

3歳未満乳児・幼児 19人

(4) 連携施設

鎌ケ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の規定に基づき、連携協力をする認可保育所、認可幼稚園を確保すること（連携施設は市内に立地する施設に限る）。なお経過措置について考慮します。

(5) 開設時間

月曜日～金曜日 7:00 ～ 19:00（延長保育時間含む）を含む12時間以上

土曜日 7:00 ～ 19:00（延長保育時間含む）を含む12時間以上

(6) 休園日

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）

※当該日を開園日とすることも可

(7) 給食

事業所内で調理すること。ただし、外部搬入を行う場合は鎌ケ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条の規定によること。

※外部搬入を行う場合は、事前に鎌ケ谷市と協議すること。

(8) 認可

鎌ケ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たし児童福祉法の規定に基づき市の認可を受けること。

(9) 保育内容

保育は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に沿って行うこと。

(10) 経理

当該小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること。

(11) 苦情処理

苦情を受けつける窓口を設けるなどの措置をとること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）。

(12) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

(13) その他の注意事項

ア 保護者会の設置を妨げないこと。

イ 保育料以外の費用徴収については、重要事項説明書に記載し、あらかじめ保護者に説明を行い、文書による同意を得るなど、市の定めに従うこと。

ウ 小規模保育事業B型を希望する場合は、保育士資格を有しない保育従事

者は、家庭的保育者向けの研修の受講が必要となります。研修は応募者側の責任で受講すること。

- エ 小規模保育事業は、認可保育所と異なることから、開設する事業所の名称に「〇〇保育園」とつけることは避けること。

4 募集対象地域

募集地域は、東武線沿線、新京成線沿線、各駅徒歩圏内とします。

ただし、新鎌ヶ谷駅及び初富駅周辺は現在一定の需要が満たされているため募集対象地域から除外します。

また応募の際に市内保育所または幼稚園と連携施設の確約が可能な場合はこの限りとしません。

連携施設・・・「鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第7条」

5 募集施設数

1 施設

6 募集条件

(1) 建物の要件

- ①平成31年4月1日に小規模保育事業の実施が可能な建物であること。
- ②敷地内に満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の屋外遊戯場を確保すること（近隣の公園等の代替地も可）。
- ③敷地外に出ることができる二方向の避難経路が確保されていることなど、安全が担保される土地に建築された建物であること。
- ④賃貸借契約等により貸与される建物である場合、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額であること。
※応募（本申請）時点で契約を締結していない場合は、貸主との間で選定後に締結することの合意を書面により得ること。
- ⑤抵当権等の制限物権がついていないこと。ただし、安定的に建物等を使用でき、小規模保育事業の継続的な運営、改修等に支障が生じないと判断される場合は、制限物権を認める場合があります。
- ⑥建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能であること。
- ⑦原則として、昭和56年6月1日以降に、建築確認を受けている建物であること。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法に

より行った耐震診断を受け、I s 値が0.7以上かつq 値が1.0以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物は、対象となります。

- ⑧建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- ⑨建物所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑩小規模保育事業の実施にあたり近隣の理解が得られる建物であること。

(2) 設備・構造の要件

- ①建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関連法令の定めるところに従うこと。
- ②改修費等補助を活用した設備の耐用年数を経過する前に小規模保育事業を廃止又は設備を除却した場合は、改修費等補助の一部を返還する可能性があることに留意すること。
- ③調理設備を有すること。保育室を3階以上に設ける場合は、調理設備の場所が特定防火設備で区画されていること。連携施設等から外部搬入により給食を提供する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を整備すること。
- ④敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自動車駐車場、自転車駐輪場、ベビーカー置場を設けること。なお、敷地内に自動車駐車場の確保が困難な場合は、送迎時の児童の安全面に配慮した上で近接地に設けること。
- ⑤敷地内に、給食の食材搬入や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。
- ⑥建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更をおこなえること。
- ⑦調理室・調乳室の構造設備については、図面を確定する前に予め習志野保健所に相談し、その指導に従うこと。

(3) 地域住民等への説明

- ①市の指示に基づき、小規模保育事業整備・運営に関して、自治会関係者、地域住民等への説明を応募者の責任において行うこと。
- ②施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、整備・運営事業者の責任において解決すること。

- ・建物の位置と高さ（日照）
- ・出入口の位置と構造
- ・換気扇の位置と向き
- ・窓等の位置と大きさ
- ・植栽樹木等の管理
- ・防音対策
- ・保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
- ・工事車両の搬出入経路
- ・工事騒音や振動
- ・その他、近隣の住民より要望のある事項

（４）関係法令の遵守

- ①小規模保育事業の整備・運営にあたり、次の法令及び条例、関係規定の基準を満たすこと。
 - ・児童福祉法及び関係法令
 - ・子ども・子育て支援法及び関係法令
 - ・鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令
 - ・建築基準法、都市計画法及び関係法令
 - ・消防法及び関係法令
- ②設計を確定する前に予め鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課及び管轄の消防署に相談し、その指導に従うこと。
- ③鎌ヶ谷市関係条例等については、鎌ヶ谷市関係部署へ事前に相談すること。

（５）人材確保・育成

- ①社会福祉事業における経験が豊富で、マネジメント能力の高い施設長候補者を確保すること。
- ②職員を確保するための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画が立てられていること。
- ③保育の安定性の面から、職員の異動について配慮すること。

（６）事業の継続性

預かった園児に対する安定的・継続的な保育サービスの提供という視点から、経営状況等の悪化等により、運営開始後に保育サービスの提供が困難になった場合の具体的な対応策を講じていること。

7 募集方法

(1) 事前相談・質疑応答

①事前相談

平成30年8月15日(水)までに鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課までご来庁ください。(要電話予約)なお、事前相談がない場合は事前申請を行うことができません。

②事前申請

平成30年8月15日(水)までに事前申請を行うこと。なお、事前申請後に辞退することは妨げませんが、事前申請がない場合は本申請を行うことができません。

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	鎌ヶ谷市小規模保育事業A・B型運営事業者応募 事前申請書	第1号様式
2	誓約書	第2号様式
3	事業計画書	第3号様式
4	設立代表者等調書	第4号様式
5	法人の概要 ①定款 ②法人履歴事項全部証明書 ※1 ③法人印鑑登録証明書 ※1 ④過去3年度末現在の財産目録(法令上作成が義務付けられていない会社は除く) ⑤財務関係書類として以下のア及びイを提出すること ア直近3か年分の決算書 (株式会社等にあつては、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書を含む。 保育所・幼稚園を運営している法人にあつては、運営する保育所・幼稚園(複数ある場合は最も新しい保育所・幼稚園1か所)の資金収支計算書及び資金収支内訳表、年度末積立預金明細表を含む)及び法人税申告書の写し ※2 イ平成29年度の収支予算書 (注)⑤については、以下の(1)、(2)について提出すること。	①、④は任意様式

	(1) 当該法人分 (2) 重要な関係会社（議決権のある株式を50%以上取得している親会社又は法人代表者が同一もしくは親族関係にある会社）分	
6	理事、監事、評議員及び施設長関係 ①役員・評議員名簿一覧表	①第5号様式
7	申請に係る施設等の概要調書（その1、その2） ①設置予定地の写真（2方向以上） ②写真をとった方向を示す図	第7号様式-1 第7号様式-2 ①、②は任意様式 事前申請時点で未作成の場合は不要
8	所轄庁との協議状況調書	第8号様式
9	納税証明書 ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署にて取得）※1 ②千葉県税の完納証明書（県税事務所にて取得 千葉県内に本店又は営業所がある場合） ③市税納付確認書 ④法人市民税納税証明書※1	③第9号様式（鎌ヶ谷市に納税義務がある法人のみ提出すること。）
10	現在運営している施設の概要	パンフレット等でも可
11	直近2か年の法人及び施設の指導監査結果及び改善報告の写し（社会福祉法人や社会福祉施設運営法人については直近2回分、学校法人については直近2回分）	
12	屋外活動に関する計画書	様式第10号

※1 申請日から3か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付すること。

《提出部数》

正本1部 副本7部（正本の写し）

《書類の綴じ方》

サイズはA4版（図面A3版）とし、左綴じとすること。

《提出方法》

持参でのみ受け付けします。予め電話連絡の上、ご来庁ください。

③質疑応答

・質問を受付する期間

平成30年8月15日（水）午後5時まで

・質問方法

質問書に記入の上、提出すること。

原則として電子メールによること。電子メール環境が無い場合はFAXによること。

いずれの場合も、質問を送信した旨、必ず電話連絡をすること。

応募資格に該当する者以外からの質問、応募と無関係な質問、受付期間外の質問は受け付けません。

また、幼児保育課窓口又は電話での質問は受け付けません。

・回答はホームページに随時掲載します。

⑤ 本申請

事前申請を行った事業者は、平成30年8月31日（金）午後5時までに本申請を行うこと。

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	申請に係る施設等の概要調書（その3） 連携施設に関する概要調書 連携契約確約書 食事の外部搬入要件チェックシート（事業所内で調理する場合は、不要です）	第 7 号様式 - 3 第 7 号様式 - 4 第 1 1 号様式 - 1 第 1 1 号様式 - 2
2	小規模保育事業設備基準・認可基準調書 建物及び設備に関する確認書を添付すること ・ 図面関係書類（A3サイズ） ※5 位置図（2500分の1の都市計画図）、案内図、公図、配置図、平面図（100分の1程度の基本設計図 部屋の使用年齢、定員、床面積（壁芯、有効をそれぞれ記載すること））、立面図	第 1 2 号様式
3	設置運営資金計画 ・ 施設整備補助金の交付に係る算定表（概算） ・ 独立行政法人福祉医療機構借入金限度額の算定を添付（借入れをしない場合は、不要） 必要に応じて提出する書類 ①積立金目的外使用による財源を予定する場合には積立金明細書 ②独立行政法人福祉医療機構からの借入を予定する場合 借入金償還計画表 ③寄付金による財源を予定する場合	第 1 2 号様式 - 1 第 1 2 号様式 - 2 第 1 2 号様式 - 3 第 1 3 号様式

	寄付確約書 預金残高証明書 ※3 所得証明書又は課税証明書（最新年度分）※1 ④その他金融機関の借入による財源を予定する場合 担保となる資産の証明書（登記全部事項証明書） 借入誓約書 借入金償還計画表 ⑤自己資金関係書類 ア自己資金内訳書 イ銀行等の残高証明書 ※3	第14号様式 第15号様式 第13号様式 第16号様式
4	施設長について ア施設長選任理由書 イ履歴書 ※2 ウ在職証明書 エ施設長就任承諾書 ※2 注：施設長押印は実印を使用のこと オ身分証明書 ※1 カ登記されていないことの証明書 ※1 キ印鑑登録証明書 ※1	第17号様式 第18号様式
5	土地、建物及び近隣説明の関係 ①法人の議決機関の議事録 ※2 ②建物等及び近隣説明に関する報告書 地元説明経緯個別調書（隣接者等） ※2 ③土地及び建物 ア公図 （計画敷地を太線で囲い、敷地・隣接地（道路向かいを含む）に地権者名を記入のこと） イ土地及び建物の全部事項証明書 ※1 ウ土地及び建物賃貸借契約書（又は確約書 参考例あり） エ印鑑登録証明書（賃貸借相手方） ※1 オ建設工事等に関する誓約書（賃貸借相手方） ※1 カ建築確認済証及び検査済証の写し（改修等の場合）	第19号様式 第20号様式

	キ耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（新耐震基準を満たしていない建物の場合）	
6	施設整備関係 ①工程表（基本設計から施設開所までの全体の概略スケジュール） ②施設見積書（工事事務費を含む中項目程度の見積書）原本 ③設備見積書（児童用、職員用、事務用に分ける）	①スケジュールは週単位で記載すること。
7	その他必要な資料等 ※4	

- ※1 申請日から3か月以内に発行された原本を正本に添付すること。
- ※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付すること。
- ※3 申請日から1か月以内に発行された原本を正本に添付すること。
- ※4 別途、書類等の追加提出を求める場合があります。
- ※5 概略配置図・平面図の記載事項について、以下の項目を記載すること。

【配置図】

- (1) 道路名称、幅員、道路境界線、高低差
- (2) 隣地等隣地境界線、高低差、擁壁
- (3) 建物出入口、境界までの距離
- (4) 外構内扉、外柵、駐車場、スロープ勾配
- (5) 園庭面積、遊具の配置
- (6) 方位
- (7) 真北距離（隣地境界線までの真北方向への最短水平距離）

【平面図】

- (1) 各室名称、面積、出入口、窓、壁、下駄箱、ロッカー
 保育室は、部屋の使用年齢、定員、床面積（部屋面積及び有効面積）
- (2) 便所等便器（大、小）、手洗器、仕切りの有無
- (3) 階段等最低基準に該当する階段等の名称
- (4) 廊下幅員

【その他必要な記載事項】

- (1) 保育室ごとの面積・有効面積・定員の一覧表
- (2) 採光面積採光有効面積、計算式（断面図含む）
- (3) 住所（地名地番）、建ぺい率、容積率、用途区域、各階床面積

《提出部数》

正本1部 副本7部（正本の写し）

《書類の綴じ方》

- i サイズはA4版（図面A3版）とし、表紙及び目次を付けて左綴じとすること。
- ii ページ番号を通して付番し、インデックスを添付すること。

《提出方法》

持参のみ受け付けします。予め電話連絡の上、ご来庁ください。

⑤現地確認

審査時の参考とするため、整備予定地の確認を行います。

⑥申請事業者審査会の開催

「鎌ヶ谷市小規模保育事業運営事業者選考委員会設置要綱」に基づき設置する鎌ヶ谷市小規模保育事業運営事業者選考委員による申請事業者審査会を開催し、下記のとおり申請事業者の審査を実施する予定です。なお、本申請の提出事業者が4者を超える場合は、本申請終了後に書類審査をおこない書類審査の評価が高い事業者から上位4者により審査会を実施します。

- (1) 審査に当たっては、書類審査、申請事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによって総合的に評価を行います。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングを実施するため、審査会には申請事業者にもご出席いただきます。
- (3) プレゼンテーションは、その方法やプレゼンテーションに対する選定委員の印象等は評価の対象にせず、企画提案書の内容を明確に伝えることを目的とします。
- (4) 評価合計点が鎌ヶ谷市の定める基準評価合計点を上回る申請事業者の中から、事業者ごとに順位の数字（順位点）の合計点を算出し、その点数が最も低い事業者を候補事業者として選定いたします。ただし、順位点の合計が同点の場合は、1位の獲得数が多い事業者を優先します。また、1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者を優先します。なお、申請事業者のすべてが基準評価合計点を下回る場合は「該当事業者なし」といたします。

⑦審査基準

審査項目	評価細目	配点
1 組織体制	①職員の構成	10点
2 運営状況	①事業実績 ②法人の経営状況・自己資金の確保状況	20点
3 施設の立地	①建物の状況 ②施設の利便性・地域のニー	20点

	ズ	
4 運営内容	①児童への対応 ②保育者の雇用及び育成 ③連携施設の確保状況	40点
5 総合力	総合的な評価	10点

⑧審査結果通知

審査結果は、可否に関わらず文書によってすべての申請事業者に通知します。

⑨申請後の辞退

事前申請後に辞退するときは平成30年8月31日（金）までに、本申請後に辞退するときは審査会前日までに、いずれも文書（任意様式）により届け出ること。

⑩申請書類の取り扱い

事前申請または本申請時に提出された書類は返却いたしません。なお、提出された申請書類は、鎌ケ谷市情報公開条例（平成11年鎌ケ谷市条例第3号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

⑪欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は欠格とします。

- ア 提出書類に虚偽があった場合
- イ 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合
- オ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している場合
- カ 鎌ケ谷市税を滞納している場合
- キ 鎌ケ谷市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている場合
- ク 過去2ヶ年の間に実施された、申請事業者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請事業者本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等（以下、「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査または調査等（以下、「監査」という。）（過去2ヶ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して小規模保育事業を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合。

- ケ 財務状況及び経営状況に、小規模保育事業の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合。
- コ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け、事業者が財産的能力がなくなると認められる場合
- サ 刑事事件その他の不祥事により、事業者の信用が失墜したと認められる場合
- シ 次のいずれかに該当する場合
 - i 申請事業者または申請事業者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、または暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合または暴力団若しくは暴力団員等が指定管理者の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ii 申請事業者または申請事業者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
 - iii 申請事業者または申請事業者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - iv 申請事業者または申請事業者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- その他、本要項及び関係法令に違反すると認められる場合

募集・選定スケジュール

※以下は予定であり、スケジュールが変更になる場合があります。

事前相談	平成30年5月 1日（火）～8月15日（水）
質疑受付	平成30年5月 1日（火）～8月15日（水）
事前申請	平成30年5月15日（火）～8月15日（水）
本申請	平成30年6月 1日（金）～8月31日（金）

現地確認	9月上旬
申請事業者審査会	9月上旬
審査結果通知	9月下旬

8 整備・運営にあたっての補助制度

本募集要項に基づく整備・運営事業者の決定に際しては、助成制度を利用するための条件が付される場合があります。国・県の制度改正に伴い、本助成の内容が変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。補助制度の詳細については事前相談にて承ります。

なお、工事請負契約は、関係法令及び通知等を遵守するとともに、鎌ヶ谷市が行う契約手続の取扱いに準拠してください。

(1) 賃貸物件による整備の場合

A 改修費等補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

賃貸物件等を活用して、新たに小規模保育事業を設置するにあたり、開設に必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、仲介手数料、敷金を除く））。

③補助基準額（1施設当たり）

3,200万円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

3/4

⑤その他

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

ア 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

イ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

ウ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業。

B 小規模保育事業運営費補助金

整備後の運営にあたっては、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費の他、国・県の補助制度に基づく助成を行います。

ただし、国・県の補助制度に基づき交付された補助金は原則として小規模保育で指定された目的のために支出されるものであり、実績報告を確認した上で、補助金交付額が実績に満たない場合は返還していただく可能性があります。

国・県の制度改正にあわせて、本助成の内容が変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。市の独自の助成は、次のとおりとなります。

B-1 賃借料補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

賃貸物件を活用して、小規模保育事業を運営するにあたり、必要な賃借料。

ただし、開設に係る改修期間中の賃借料を除く。また、子ども・子育て支援法第29条の規定に基づく地域型保育給付において賃借料加算の適用を受ける場合、補助額の調整を行います。

③補助基準額

年額400万円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1/2

B-2 嘱託医報酬補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

嘱託医報酬

③補助基準額

年額25,000円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1/1

B-3 嘱託歯科医報酬補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

嘱託歯科医報酬

③補助基準額

年額25,000円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

B-4 保育従事者加配補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費及び国・県の補助対象となるものを除き、職員の有給休暇等による欠員を補充するために保育従事者を別に配置している場合の経費

③補助基準額

小規模保育事業A型 年額234,360円

小規模保育事業B型 年額184,140円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

B-5 研修費補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

職員の研修に要する経費

③補助基準額

年額25,000円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

(2) 前記(1)以外の場合

A 小規模保育事業運営費補助金

整備後の運営にあたっては、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域

型保育給付費の他、国・県の補助制度に基づく助成を行います。

ただし、国・県の補助制度に基づき交付された補助金は原則として小規模保育で指定された目的のために支出されるものであり、実績報告を確認した上で、補助金交付額が実績に満たない場合は返還していただく可能性があります。

国・県の制度改正にあわせて、本助成の内容が変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。市の独自の助成は、次のとおりとなります。

A-1 貸借料補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

賃貸物件を活用して、小規模保育事業を運営するにあたり、必要な貸借料。ただし、開設に係る改修期間中の貸借料を除く。また、子ども・子育て支援法第29条の規定に基づく地域型保育給付において貸借料加算の適用を受ける場合、補助額の調整を行います。

③補助基準額

年額400万円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 2

A-2 嘱託医報酬補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

嘱託医報酬

③補助基準額

年額25,000円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

A-3 嘱託歯科医報酬補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

嘱託歯科医報酬

③補助基準額

年額25,000円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

A-4 保育従事者加配補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費及び国・県の補助対象

となるものを除き、職員の有給休暇等による欠員を補充するために保育従事者を別に

配置している場合の経費

③補助基準額

小規模保育事業A型 年額234,360円

小規模保育事業B型 年額184,140円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

A-5 研修費補助

①補助対象者

継続的に保育を実施できる事業者

②対象経費

職員の研修に要する経費

③補助基準額

年額25,000円

補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

④補助率

1 / 1

【参考サイト】

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき地域型保育給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは「内閣府 子ども・子育て支援新制度」のサイトをご覧ください。利用者負担は鎌ヶ谷市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

《問い合わせ、提出先》

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
総合福祉保健センター2階
鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課
TEL：047-445-1141（内線710）
047-445-1366（直通）
FAX：047-443-2233
E-mail：hoikusien@city.kamagaya.chiba.jp